

気象関係

気象等の特別警報・警報・注意報などの防災気象情報

気象庁は、大雨や暴風などによって発生する災害の防止・軽減のため、気象警報・注意報や早期注意情報（警報級の可能性）、気象情報などの防災気象情報を発表している。これらの情報は防災関係機関の活動や住民の安全確保行動の判断を支援するため、災害に結びつくような激しい現象が予想される数日前から**早期注意情報（警報級の可能性）**や**気象情報**を発表し、その後の危険度の高まりに応じて**注意報**、**警報**、**特別警報**を段階的に発表している。なお、これらの情報の内容や発表のタイミングについては、常に市町村、都道府県、国の機関、報道関係等の防災機関との間で意見交換を行い、効果的な防災活動の支援になるよう努めている。なお、気象庁では、対象となる現象や災害の内容によって以下のように**6種類の特別警報**、**7種類の警報**、**16種類の注意報**、**5種類の早期注意情報（警報級の可能性）**を発表している。

(1) 気象等の特別警報の種類と内容

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象（大雨・暴風・波浪・高潮等）に対して、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼び掛ける。気象庁では以下の6種類の特別警報を発表している。

現象の種類	警 告 内 容		
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。	特に警戒すべき事項の標題	大雨特別警報（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表される。 ※1時間に概ね30mm以上の雨
			大雨特別警報（浸水害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表される。 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。 ※1時間に概ね30mm以上の雨
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表。		
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表。		
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表。		
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表。		
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表。		

(2) 気象等の警報の種類と内容

警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報である。

警報や注意報は、気象要素（表面雨量指数、流域雨量指数、風速、波の高さなど）が基準に達すると予想した区域に対して発表される。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表されることがある。

また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもあり、気象庁では次の7種

類の警報を公表している。

警報の種類	警 告 内 容
大 雨 警 報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続される。
洪 水 警 報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
大 雪 警 報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を公表される。
波 浪 警 報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
高 潮 警 報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表される大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土壌雨量指数そのものは相対的な土砂災害危険度を示した指標ですが、土壌雨量指数を大雨警報等の判断基準と比較することで土砂災害発生危険度（重大な土砂災害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができ、これらの判断基準は過去の土砂災害発生時の土壌雨量指数等を調査した上で設定しているため、指数計算では考慮されていない要素（地盤の崩れやすさの違いなど）も判断基準には一定程度反映されている。土砂災害発生危険度を判定した結果は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で確認できる。

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。

降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。こうした地表面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもので、表面雨量指数は、各地の気象台が発表される大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。表面雨量指数そのものは相対的な浸水危険度を示した指標であるが、表面雨量指数を大雨警報（浸水害）等の基準値と比較することで浸水害発生危険度（重大な浸水害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができる。この大雨警報（浸水害）等の基準値は、過去の浸水害発生時の表面雨量指数を調査した上で設定しているため、指数計算では考慮されていない要素（下水道等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。浸水害発生危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。

流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。

全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものであり、各地の気象台が発表される洪水警報・注意報の判断基準に用いている。流域雨量指数そのものは相対的な洪水危険度を示した指標ですが、流域雨量指数を洪水警報等の基準値と比較することで洪水災害発生危険度（重大な洪水災害が発生するおそれがあるかどうか）

ど)を判断することができ、この洪水警報等の基準値は、過去の洪水災害発生時の流域雨量指数値を調査した上で設定しているため、指数計算では考慮されていない要素(堤防等のインフラの整備状況の違いなど)も基準値には一定程度反映されている。洪水災害発生危険度を判定した結果は「洪水警報の危険度分布」で確認できる。

(3) 気象等の注意報の種類と内容

注意報とは、災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。気象庁では以下の16種類の注意報を発表している。

注意報の種類	注意喚起内容
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表される。
波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。

なだれ 注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷 注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪 注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温 注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

雨、雪、風、波、潮位を対象に発表され、警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として[高]、[中]の2段階で発表される。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高いことを表す[高]だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]も発表される。

翌日までの「早期注意情報（警報級の可能性）」は、定時の天気予報の発表（毎日05時、11時、17時）に合わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。また、2日先から5日先までの「早期注意情報（警報級の可能性）」は、週間天気予報の発表（毎日11時、17時）に合わせて、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

5日先までの早期注意情報(警報級の可能性)

〇〇県南部の早期注意情報(警報級の可能性)

南部では、4日までの期間内に、暴風、波浪、高潮警報を発表する可能性が高い。
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

〇〇県南部 警報級の可能性	3日		4日			5日	6日	7日	8日
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24				
大雨		[中]		-		-	-	[中]	-
暴風		-		[高]		-	[中]	[高]	-
波浪		-		[高]		-	[中]	[高]	-
高潮		-		[高]		-	[中]	[高]	-

[高]: 警報を発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。
 [中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。
 ※警戒レベルとの関係
 早期注意情報(警報級の可能性)*...【警戒レベル1】
 *大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合。

翌日まで

前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

2日先～5日先まで

数日先の荒天について可能性を把握することができる！

早期注意情報(警報級の可能性)の[高]及び[中]の利活用のイメージ

	翌日まで 積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象。	2日先から5日先まで 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象。
発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表
[高] 対象区域内のいずれかの市町村で警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。	翌日までの期間に早期注意情報(警報級の可能性)の[高]が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、「 <u>警報に切り替える可能性が高い注意報</u> 」や「 <u>予告的な府県気象情報</u> 」等がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される <u>詳細な時間帯を気象警報・注意報等で確認してください。</u>	数日先の早期注意情報(警報級の可能性)の[高]や[中]が発表されたときは、 <u>心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」の内容に十分留意するよう</u> にしてください。
[中] [高]ほど可能性が高くないが、対象区域内のいずれかの市町村で警報を発表するような現象発生 <u>の可能性</u> がある状況。	翌日までの期間に早期注意情報(警報級の可能性)の[中]が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、 <u>深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておく</u> よう to してください。	

[高]の方が[中]よりも空振りが少ない。

「翌日まで」の方が「2日先から5日先まで」よりも見逃しが少ない。

※ 大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。
(内閣府「避難情報に関するガイドライン」P27の内容に基づき整理)

警報・注意報発表一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 松山地方気象台

新居浜市		府県予報区	愛媛県	一次細分区域	東予	市町村等をまとめた地域	東予東部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24				
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	129				
	洪水	流域雨量指数基準	阿島川流域= 10.3 渦井川流域= 12.0	国領川流域= 24.3 国領川流域= 8.4	尻無川流域= 10.9	東川流域= 13.2		
		複合基準※1	東川流域= (8, 12.4)					
		指定河川洪水予報による基準	—					
	暴風	平均風速	陸上	20m/s				
			海上	25m/s				
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う				
			海上	25m/s 雪を伴う				
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm				
山地			12時間降雪の深さ30cm					
波浪	有義波高	3.0m						
高潮	潮位	2.7m						
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10					
		土壌雨量指数基準	94					
	洪水	流域雨量指数基準	阿島川流域= 8.2 渦井川流域= 9.6	国領川流域= 19.4 客谷川流域= 5.2	尻無川流域= 8.7	東川流域= 10.5		
		複合基準※1	国領川流域= (5, 19.4) 渦井川流域= (5, 9.6)	尻無川流域= (5, 8.7)	東川流域= (5, 8.1)			
		指定河川洪水予報による基準	—					
	強風	平均風速	陸上	12m/s				
			海上	15m/s				
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う				
			海上	15m/s 雪を伴う				
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm				
			山地	12時間降雪の深さ15cm				
	波浪	有義波高	1.5m					
	高潮	潮位	2.2m					
	雷	落雷等により被害が予想される場合						
	融雪							
	濃霧	視程	陸上	100m				
			海上	500m				
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%						
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温8℃以上またはかなりの降雨※2						
	低温	平地 最低気温-4℃以下 山地 最低気温-8℃						
霜	晩霜期 最低気温3℃以下							
着氷								
着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-1℃～2℃							
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm					

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は松山地方気象台の値。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

《参考》府県版、市町村版参考資料

- 土 壌 雨 量 指 数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/dojoshisu.html>）を参照。
- 流 域 雨 量 指 数 : 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を流れて時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/ryuikishisu.html>）を参照。
- 表 面 雨 量 指 数 : 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/hyomenshisu.html>）を参照。

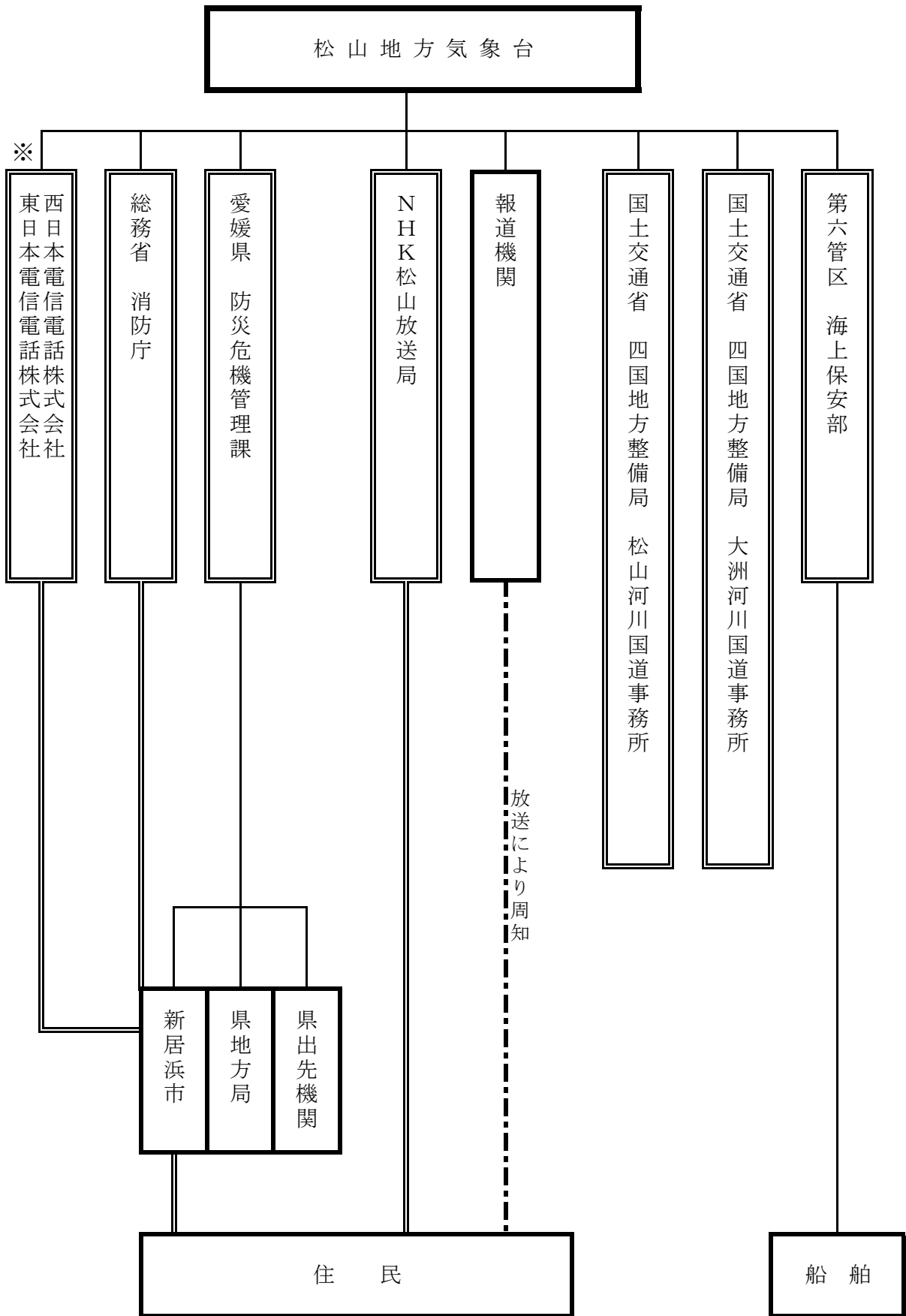
《参考》警報の危険度分布の基準値について

大雨警報（浸水害）の危険度分布は、基準Ⅳ（大雨特別警報（浸水害）の表面雨量指数基準）、基準Ⅲ（大雨警報（浸水害）の基準を大きく超過した表面雨量指数基準）、基準Ⅱ（大雨警報（浸水害）の表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（大雨注意報の表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1km 四方）毎に設定しており、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。

洪水警報の危険度分布の流域雨量指数基準及び複合基準は、基準Ⅳ（大雨特別警報（浸水害）の流域雨量指数基準）、基準Ⅲ（洪水警報の基準を大きく超過した流域雨量指数

基準）、基準Ⅱ（洪水警報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（洪水注意報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1km 四方）毎に設定している。

特別警報・警報・注意報の伝達系統図



※印は警報のみ

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

津波予報、地震情報等の種類

1 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報の種類と内容

種 類		内 容
大津波警報 津波警報 津波注意報		津波による被害が発生するおそれがある場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は（2）大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準に記載）を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
	沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（沖合での観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最大浪の高さ)	巨大	<p>巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。</p> <p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</p>
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。</p> <p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</p>
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。</p> <p>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。</p>

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 地震情報等の種類とその内容

(気象庁HPより)

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 津波警報・津波注意報発表または若干の海面変動が予想された場合 緊急地震速報(警報)発表時 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。

3 地震解説資料

松山地方気象台は、愛媛県の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や愛媛県内で震度4以上の揺れを観測した時等に、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した「地震解説資料」を、関係地方公共団体、報道機関等に提供する。

4 緊急地震速報

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを素早く解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度、長周期地震動階級を予想し、可能な限り素早く知らせるもので、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域を対象に緊急地震速報（警報）を気象庁が発表します。なお、気象庁がこの緊急地震速報（警報）を発表すると、対象となった地域に対してテレビやラジオ、携帯端末、防災行政無線などで緊急地震速報が流れます。

緊急地震速報には、大きく分けて「警報」と「予報」の2種類があり、「警報」の中でも予想震度や長周期地震動階級が大きいものを「特別警報」に位置付けています。

（1）緊急地震速報（警報）の発表条件・発表内容・区域の名称・続報発表

発表条件	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に発表する。
発表内容	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（具体的な予測震度と猶予時間は発表しない）
緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称	都道府県名：愛媛県 府県予報区：愛媛 区 域 名：愛媛県東予
続報発表	<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報を発表した後の解析により、警報が発表されていない地域に、新たに震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、続報を発表する。 続報では、新たに震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域及び新たに震度4が予想された地域を発表する。 落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信された緊急地震速報（誤報）のみ取り消すこととし、例えば震度5弱と予想していた地域が震度3以下との予想となった場合などは取り消さない。

（2）緊急地震速報の特別警報

緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合、または長周期地震動階級4が予想される場合（令和5年2月1日より）を特別警報（地震動特別警報）に位置付ける。

ただし、特別警報の対象となる、最大震度6弱以上または長周期地震動階級4をもたらすような巨大な地震については、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を一般の皆様に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表する。

(3) 緊急地震速報（予報）の発表条件・発表内容

発表条件	いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合。 地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度、予測長周期地震動階級が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上、長周期地震動階級が1以上である場合。
発表内容	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値 地震の規模（マグニチュード）の推定値 予測される最大震度が震度3以下のときは、予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度） 予測される最大震度が震度4以上または長周期地震動階級1以上のときは、地域名に加えて、震度4以上または長周期地震動階級1以上と予測される地域の揺れの大きさの予測値（予測震度、予測長周期地震動階級）、その地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時刻）

緊急地震速報（予報）が従来の地震情報と異なる点はその迅速性で、気象庁は緊急地震速報（予報）として、地震を検知してから数秒～1分程度の間回数(5～10回程度)発表される。第1報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなり、ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表する。

(4) 緊急地震速報と地震動の特別警報、警報及び予報の区分の名称

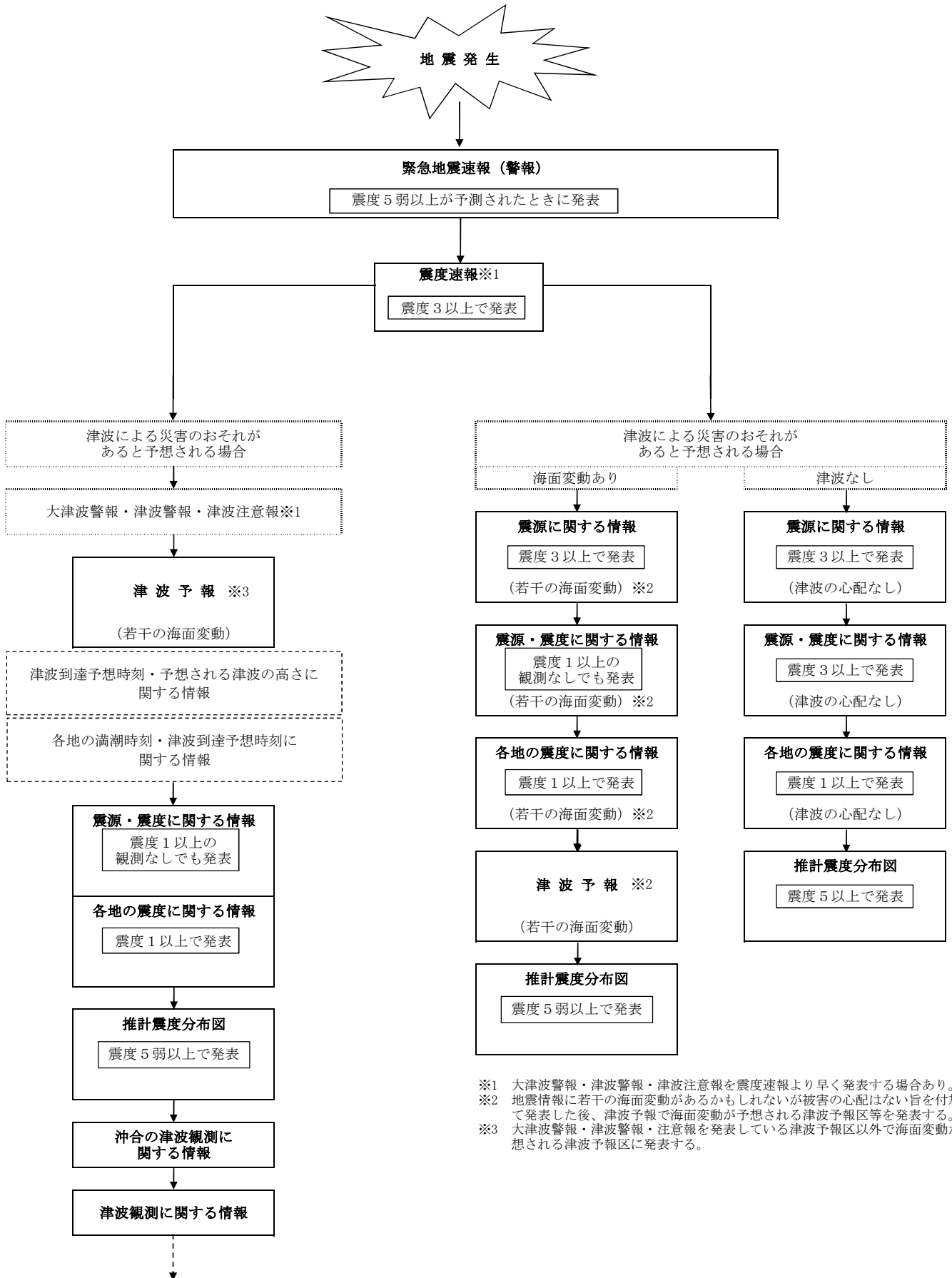
緊急地震速報の予報及び警報は、気象業務法により地震動の予報及び警報に位置づけられており、この地震動に関する警報及び予報については、「緊急地震速報」の名称を用いて発表される。

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は 「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに(※)、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上または長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

(※) 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

津波及び地震に関する情報等の流れ図

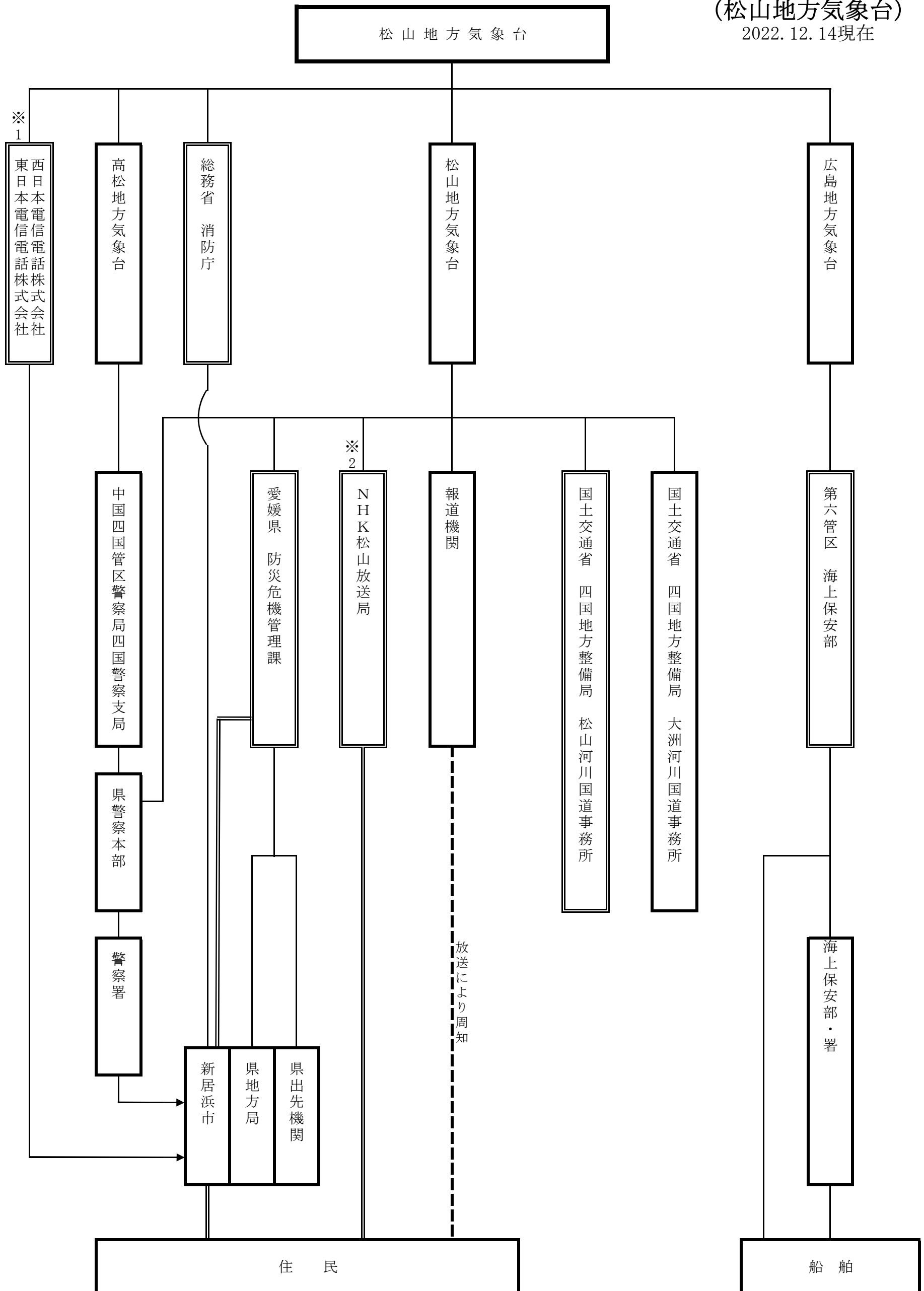
大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の一連の流れ図を下記に示す。



- ※1 大津波警報・津波警報・津波注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 大津波警報・津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図

(松山地方気象台)
2022.12.14現在



※1：津波警報の発表、解除のみ
 ※2：警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。
 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。
 注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

震度階級表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

(気象庁HPより)

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

（気象庁HPより）

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

（気象庁HPより）

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

(気象庁HPより)

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

(気象庁HPより)

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

(気象庁HPより)

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

愛媛県と松山地方気象台との火災気象通報に関する実施要領

愛媛県（以下、「甲」という。）及び松山地方気象台（以下、「乙」という。）は、消防法第22条第1項の規定に基づく、火災気象通報の取り扱いについて、下記により実施するものとする。

1 通報区域

概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位での通報とする。

2 通報基準

乙が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

3 通報事項及び時刻

乙が毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として甲に通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、乙が直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を公表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代えることとする。

4 通報・受領窓口及び責任者

甲：愛媛県 県民環境部防災局消防防災安全課長（電話 089-912-2316）

乙：松山地方気象台 観測予報管理官（電話 089-941-0012）

5 実施要領の実施及び変更

この実施要領は、令和元年9月25日から実施する。

また、実施要領を変更する必要があるときは、甲乙双方で調整し、これを定める。